

# 鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金

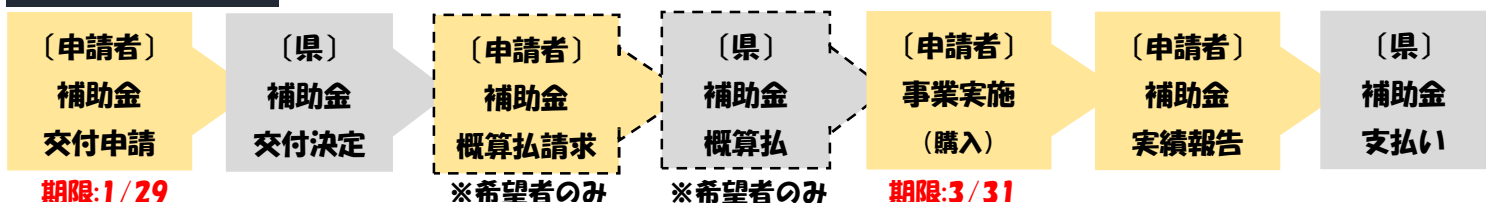
<R2. 7>

料理のテイクアウト時に、使い捨てのプラスチック容器等から、リユース容器や紙製等の環境配慮容器を導入する飲食店等や、新たにリユース容器の貸出し業務を始める事業者を支援します。

## 補助事業の概要

項目	エコテイクアウト推進	リユース容器提供サービス事業導入支援
受付期間	令和2年7月13日（月）～令和3年1月29日（金）	
対象者	感染症予防や食品の安全に配慮しつつ、自社のテイクアウト用容器にリユース容器等の環境配慮容器を導入する飲食店等 （先着100事業者程度）	新たに、リユース容器提供サービス事業を導入する県内事業者 （先着2事業者程度）
対象経費	環境配慮容器購入費用 ※環境配慮容器の例 リユース容器、紙・竹製のバイオマス素材を使用した容器、バイオプラスチック使用容器、生分解性プラスチック使用容器、エコマーク認証を受けた容器等	リユース容器提供サービス事業実施に当たり、必要となる資機材購入費 （パソコン等の汎用製品は対象外） ※資機材の例 リユース容器、シンク、作業台、食器洗浄機・乾燥機、消毒保管庫等
補助金額	上限額10万円（補助率10/10） ※県内に複数店舗を営する事業者は、店舗数に関わらず20万円を上限	上限額200万円（補助率2/3）
概算払の上限	概算払を希望する場合は、交付決定額の1/2を上限とする。	
事業実施期間	交付決定を受けてから、令和3年3月31日（水）までの期間	

## 補助事業の流れ



〔申請先・問合せ先〕

鳥取県 生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当

電話：0857-26-7198 ファクシミリ：0857-26-7563

電子メール：junkanshakai@pref.tottori.lg.jp

補助金ページURL：https://www.pref.tottori.lg.jp/292682.htm

